

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）③

平成 19 年 11 月 20 日
税 制 調 査 会

第 2 各論

6. 資産課税

(1) 相続税

① 相続課税の現状等と今後の方向性

相続税については、主にバブル期における地価の急騰に伴い、基礎控除の引上げ等の減税や、居住及び事業の継続に配慮した各種特例の拡充が行われ、さらに、平成 15 年度税制改正では最高税率の引下げを含む税率構造の見直しが行われた。

このため、近年地価がバブル期以前の水準にまで下落し、相続税の負担が大幅に緩和された結果、年間死亡者数のうち相続税の課税が発生する割合が 4 % 程度まで減少するなど、その資産再分配機能や財源調達機能は低下している。

近年の経済のストック化の中で、家計資産及び相続税の課税遺産における金融資産の額が著しく増加している。特に、高齢者世帯ほど資産蓄積が多く、家計資産の格差も、高齢者世帯において顕著となっている。また、相続人の数は年々減少してきており、今後ともそうした傾向が続くものと見込まれる中で、相続人の取得する財産額はさらに増加していくと考えられる。こうした点を踏まえると、相続を機会に高齢者世代内の資産格差が次世代へ引き継がれる可能性も増してきていると考えられる。

また、高齢化の進展の中で、相続人自身も高齢化してきており、相続時点ではすでに相続人自身の資産形成も進んでいると考えられる。このため、相続財産が相続人の生活基盤を形成するという意味合いは従来に比して薄れてきており、遺産における金融資産の増加等ともあいまって、相続税の担税力を有する層が拡大していると考えられる。

さらに、今日では公的な社会保障制度が充実し、老後の扶養を社会的に支えているが、このことが高齢者の資産の維持に寄与することとなっている。そこで、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付に対応する負担を、死亡時に清算するという考え方に立てば、相続税は、遺産が相続される時にその一部を社会に還元することによって、給付と負担の調整に貢献できると考えられる。

以上の相続税を巡る環境の変化等からすれば、これまでの改正により大幅に緩和されてきた相続税の負担水準をこのまま放置することは適当ではなく、相続財産に適切な負担を求め、相続税の有する資産再分配機能等の回復を図ることが重要である。

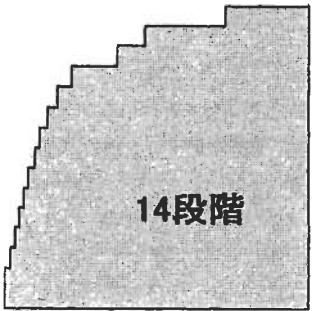
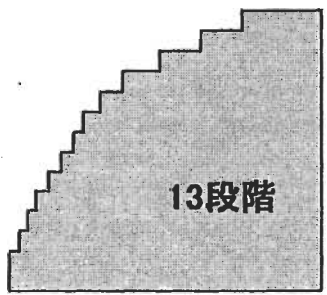
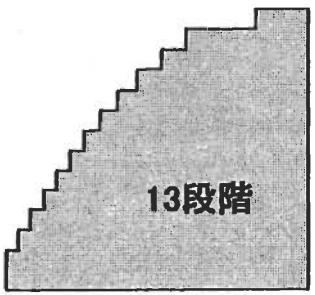
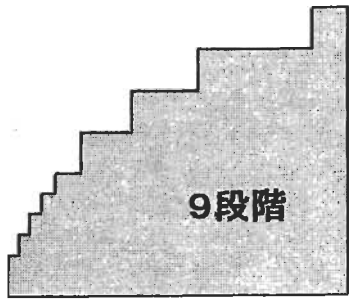
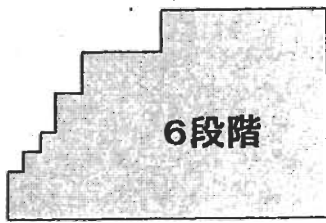
国税収入に占める相続税収の割合の推移

年 度		国 税 収 入 (A)	相 続 税 収 (B)	割 合 (B/A)
		億円	億円	%
昭和	58	323,583	7,861	2.4
	59	349,084	8,773	2.5
	60	381,988	10,613	2.8
	61	418,768	13,966	3.3
	62	467,979	17,791	3.8
	63	508,265	18,309	3.6
平成	元	549,218	20,177	3.7
	2	601,059	19,180	3.2
	3	598,204	25,830	4.3
	4	544,453	27,462	5.0
	5	541,262	29,377	5.4
	6	510,300	26,699	5.2
	7	519,308	26,903	5.2
	8	520,601	24,199	4.6
	9	539,415	24,129	4.5
	10	494,319	19,156	3.9
	11	472,345	18,853	4.0
	12	507,125	17,822	3.5
	13	479,481	16,745	3.5
	14	438,332	14,529	3.3
	15	432,824	14,425	3.3
	16	455,890	14,465	3.2
	17	490,654	15,657	3.2
	18	490,691	15,186	3.1
	19	510,182	15,026	2.9
	20	535,540	15,500	2.9

(注1)「国税収入」は一般会計分であり、「相続税収」には贈与税収を含む。

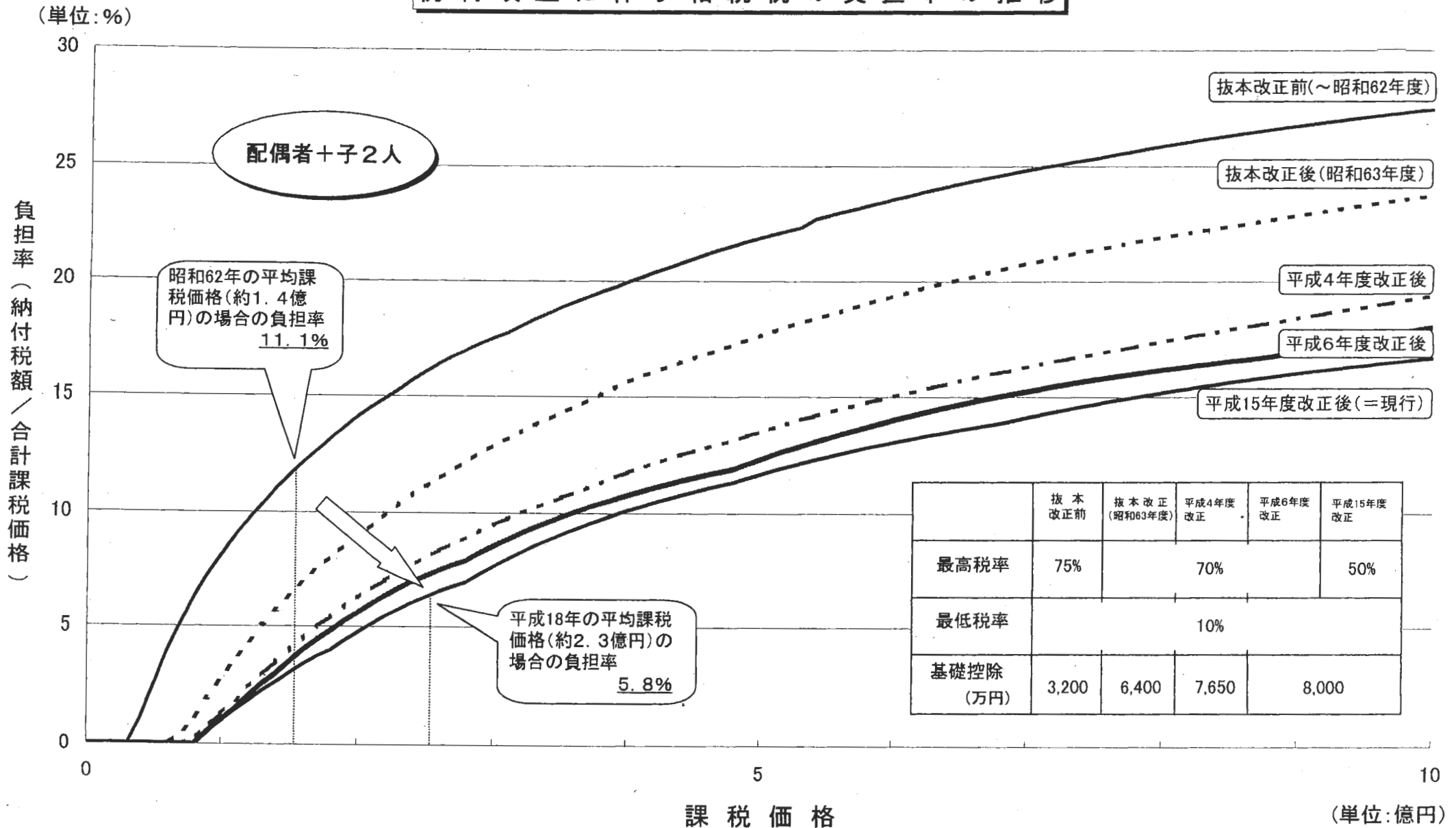
(注2)平成19年度までは決算額、20年度は予算額である。

最近における相続税の主な改正

区 分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税率構造 (イメージ図)	5億円超 (最高税率 75%)  14段階	5億円超 (最高税率 70%)  13段階	10億円超 (最高税率 70%)  13段階	20億円超 (最高税率 70%)  9段階	3億円超 (最高税率 50%)  6段階
基礎控除等	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3, 200万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (6, 400万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (7, 650万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (8, 000万円)	同 左 〔 相続時精算課税 制度の創設 〕

(注) 基礎控除の()内は、法定相続人が3人(例:配偶者+子2人)の場合の額である。

税制改正に伴う相続税の負担率の推移



相続税の課税割合等の推移

区 分 年 分	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等			
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	課税割合 (b)／(a)	被 相 続 人 1 人 当 たり 法定相続人数
昭和58	人 740,038	件 39,534	% 5.3	人 4.08
59	740,247	43,012	5.8	4.05
60	752,283	48,111	6.4	4.03
61	750,620	51,847	6.9	3.99
62	751,172	59,008	7.9	3.93
63	793,014	36,468	4.6	3.68
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90
2	820,305	48,287	5.9	3.86
3	829,797	56,554	6.8	3.81
4	856,643	54,449	6.4	3.85
5	878,532	52,877	6.0	3.81
6	875,933	45,335	5.2	3.79
7	922,139	50,729	5.5	3.72
8	896,211	48,476	5.4	3.71
9	913,402	48,605	5.3	3.68
10	936,484	49,526	5.3	3.61
11	982,031	50,731	5.2	3.59
12	961,653	48,463	5.0	3.55
13	970,331	46,012	4.7	3.52
14	982,379	44,370	4.5	3.46
15	1,014,951	44,438	4.4	3.40
16	1,028,602	43,488	4.2	3.35
17	1,083,796	45,152	4.2	3.33
18	1,084,450	45,177	4.2	3.26

(備考) 1. “死亡者数(a)”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。

2. “課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。

3. 下線の年分は、基礎控除又は税率構造について改正があった直前の年分である。

相 続 税 の 負 担 率 等 の 推 移

区 分 年 分	合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	合 計 額 (c)	被 相 続 人 1 人 当 たり 金 額	納 付 税 額 (d)	被 相 続 人 1 人 当 たり 金 額	負 担 率 (d)/(c)
	億円	万円	億円	万円	%
昭和58	50,021	12,652.7	7,153	1,809.3	14.3
59	54,287	12,621.4	7,769	1,806.2	14.3
60	62,463	12,983.1	9,261	1,925.0	14.8
61	67,637	13,045.6	10,443	2,014.2	15.4
62	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	132,699	26,157.3	16,876	3,326.5	12.7
12	123,409	25,464.7	15,213	3,139.0	12.3
13	117,035	25,435.7	14,771	3,210.2	12.6
14	106,397	23,979.4	12,863	2,899.0	12.1
15	103,582	23,309.4	11,263	2,534.6	10.9
16	98,618	22,677.0	10,651	2,449.1	10.8
17	101,953	22,579.9	11,567	2,561.8	11.3
18	104,056	23,032.9	12,234	2,708.1	11.8

備考 1. “合計課税価格(c)”及び“納付税額(d)”には更正・決定分を含む。また、“納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。

2. 下線の年分は、基礎控除又は税率構造について改正があった直前の年分である。

相続税の合計課税価格階級別の課税状況等(平成18年分)

合計課税価格 階級区分	件 数		納 付 税 額		平 均 課税価格 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	件 数	累積割合	税 額	累積割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～ 1億円	9,454	20.9	112	0.9	8,447	119	1.4
～ 2億円	21,351	68.2	1,179	10.6	13,995	552	3.9
～ 3億円	6,775	83.2	1,313	21.3	24,164	1,937	8.0
～ 5億円	4,408	92.9	2,144	38.9	37,894	4,863	12.8
～ 7億円	1,476	96.2	1,459	50.9	58,528	9,887	16.9
～ 10億円	885	98.2	1,488	63.1	82,837	16,818	20.3
～ 20億円	623	99.5	1,980	79.3	132,013	31,787	24.1
～ 100億円	196	100.0	1,828	94.3	318,964	93,282	29.2
100億円超	9	100.0	700	100.0	2,585,033	778,289	30.1
合 計	45,177		12,204		22,957	2,701	11.8

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。

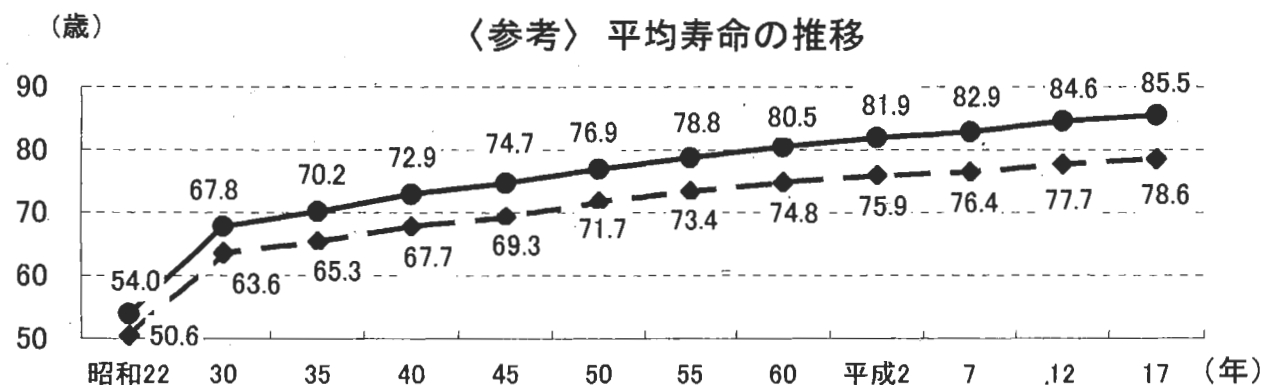
2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

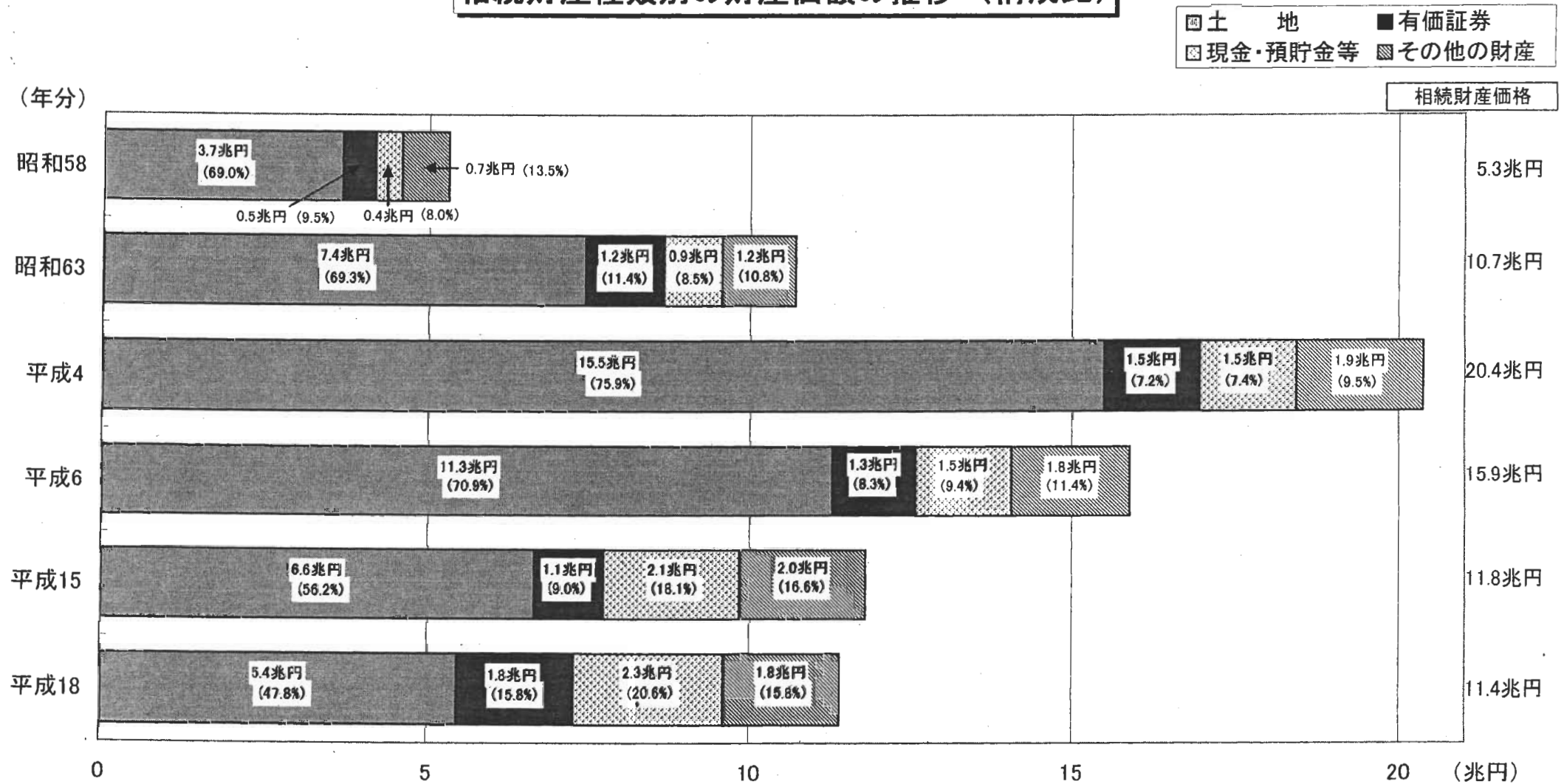
課税年分 被相続人の年齢	元年	10年	18年
80歳以上	38.9 %	46.5 %	56.4 %
70歳～79歳	30.2 %	29.8 %	28.0 %
60歳～69歳	18.7 %	15.0 %	9.0 %
59歳以下	11.5 %	8.3 %	6.6 %
不 詳	0.7 %	0.4 %	0.0 %
合 計	100 %	100 %	100 %

元年⇒18年
17.5 ポイント
▲ 2.2 ポイント
▲ 9.7 ポイント
▲ 4.9 ポイント
▲ 0.7 ポイント

(備考)主税局調べによる。



相続財産種類別の財産価額の推移（構成比）



（資料）「国税庁統計年報書」による。

（注）「有価証券」には、株式・出資、公社債、投資・貸付信託受益証券を含み、「その他」には、家屋・構築物、生命保険金、退職金等を含む。